第 287 号

### 《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

# きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山5F 11 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 27 年 5 月 11 日

http://www.maeda-cpa.com/

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第286回

今年(平成27年)も早くも半年近くが過ぎ去ろうとしています。 アベノミクスの効果、消費税率UPの一効果がどのように皆様に影響しているので しょうか?うまくいっているといいのですが。

ところで、たえず私がお願いしております 自立の意味を少しお話しします。参考に してください。

自立とは

- 1. 補助金制度があれば自ら考え、行動を起こし、補助金を積極的に取りに行く
- 2. 仲間、あるいは人脈を使って情報を入手し、新商品、新サービス等を作り出す一助とする、いい情報があれば積極的に入手し役立てる
- 3. 従業員教育を積極的に行い、自社の能力UPを図る(場合によると教育に対して補助金がもらえます)
- 4. 新製品開発等に対する補助金制度を利用し、積極的に開発し、特許を取る
- 5. いかに自社を広く知らしめるか、宣伝方法等、積極的に考えよう
- 6. etc

いろいろ考えているとアイデアが浮かんできますね。問題は、実行するかどうかです。

頑張りましょう。

# 前田の《今人生を語る》第191回

さめよ日本人 (114

やさしくて親切な日本人、親思い、兄弟思いの日本人、と言われていますが・・・ 最近の日本は、若年層中心の人殺しもまた、まかり通っています。

いったいどちらが真実でしょうか。それとも、日本人の心が変わってしまったのでしょうか。

そして、それ以上に心配なことが依頼心の強さ、自立心のなさですね。

これも、なぜこうなったのでしょうか?

もともと、庶民による革命を起こせなかった祖先の性格が、江戸から明治へと引き継がれているのかもしれませんね。

お上にまかれろですね。

### ジュニアNISAの創設

佐藤 洋

現在 20 歳以上の成人に利用されている NISA (少額投資非課税制度) について未成年者を対象としたジュニア NISA が創設されました。

NISA(成人NISA)	ジュニアNISA
その年1月1日において 20歳以上の居住者等	その年 1 月 1 日において 20 歳未満の居 住者等 その年に出生した者を含む
本人	原則として、 <u>親権者等</u> が代理して行う
非課税口座内の上場株式・分	公募株式投資信託等の配当・譲渡所得等
H26.1.1 ~ H35.12.31	非 <b>課税管理勘定</b> <u>H28.1.1 ~ H35.12.31</u> <u>運用は H28.4.1 開始</u>
H26·27 : 年 100 万円 H28~ : 年 120 万円	年 80 万円
<u>最大 600 万円</u> (改正前:最大 500 万円)	<u>最大 400 万円</u>
最長5年間	原則: <u>最長5年間</u> *H28年分は最長4年9ヶ月間 <b>継続管理勘定</b> に移し替えることにより、 H36年以後も20歳に到達するまで 非課税保有可能
自由	3月31日において18歳である年の前年12月31日まで払い出し不可*災害等やむをえない事情がある場合を除く
1人1口座(毎年変更可)	1人1口座
住民票の写し等の提出	マイナンバーの提供
	その年1月1日において 20歳以上の居住者等 本人 非課税口座内の上場株式・2 H26.1.1 ~ H35.12.31 H26・27 : 年100万円 H28~ : 年120万円 最大600万円 (改正前:最大500万円) 最長5年間 自由

## ジュニア NISA と贈与税の関係

このジュニア NISA の拠出資金については特別な贈与税の控除などはありません。 よって 80 万円の資金を拠出し、①他の贈与が 30 万円以下の場合は贈与税の申告納税は不要ですが、②30 万円超の贈与がある場合は申告納税が必要となります。